育児休業手当金の給付延長について知ろう

短期給付係
（082）513-4957

育児休業手当金は、育児休業を取得し給料をもらっていない期間、収入を補う目的で支給される給付のことで、原則として育児休業に係る子が１歳に達する日（１歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし、法務省令で定める要件に該当する場合、１歳６か月に達する日まで（最長２歳まで）延長して受給することができます。

育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が１歳（再延長の場合は１歳６か月）の時点で、**職務に復帰する予定であったのに、**次の理由に該当するために**職務復帰ができなかった場合**に、育児休業手当金の延長の申請ができます。

１歳の時点で復帰予定がない場合、その後の支給の延長はできません。

- 育児休業に係る子について、保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- 配偶者が育児休業を取得し、自分は復職する予定であったが、配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で、最も多いお問合せですが、次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**１歳に達する日の翌日（１歳の誕生日）**までを保育所等の入所日として、**１歳に達する日（１歳の誕生日の前日）までに**申込みを行ったが、保育が実施されない場合が延長対象です。

育児休業開始　　１歳の誕生日　　１歳６か月　　２歳の誕生日

保育所に入所できない期間　　保育所に入所できない期間

入所希望は**１歳の誕生日の前日まで**に申し込む必要があり、保留通知の日付と**入所希望日の日付は１歳の誕生日よりも前**である必要があります。

１歳６か月から２歳までの支給再延長を希望する場合は、入所希望は**１歳６か月になる前日まで**に申し込む必要があり、保留通知の日付と**入所希望日の日付は１歳６か月になる日よりも前**である必要があります。
※１歳時点での支給延長が認められた場合のみ再延長が可能です。

１歳の誕生日以降に入所を申し込むと、支給延長対象にならないため、注意！

支給延長の決定後も、**入所希望の取下げは行わない**でください！
復職の意思がないと認められた場合、支給対象外となります。

●支給要件に該当しない事例

入所希望日を、１歳の誕生日を過ぎた日付にしているとき。

保育所の**入所が決定**したとき。
（復職可能となるため、支給対象外）

保育所の入所を辞退したり、**入所希望の取下げ**をしたりしたとき。
（復職の意思がないと判断）

保育所への入所申込において**落選希望**であることが明らかなとき。

復職したいけどできないことが要件なんだね！